



平成 26 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 代表取締役 桑田 正明
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

**第三者割当による新株式の募集並びに主要株主である
筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 6 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式の発行について決議致しましたので、お知らせいたします。また、今回の第三者割当に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動及びその他関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式発行の概要

1. 募集の概要

(1) 払込期間	平成 26 年 7 月 2 日 (水) ～ 7 月 8 日 (火)
(2) 発行新株式数	普通株式 138,888,800 株
(3) 発行価額	1 株につき金 5.4 円
(4) 調達資金の額	金 749,999,520 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当方式 豊田 D & C 株式会社
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

【当社の現状について】

当社の現状として、当社グループの中核子会社である㈱インタープライズ・コンサルティングの従業員数が平成 24 年 5 月対比 90%以上（58 名）減少したことによるコンサルティングサービス事業縮小の結果、グループ全体としての売上高は平成 25 年 5 月期約 11 億円から平成 26 年 5 月期見通し約 3 億 5000 万円（平成 26 年 2 月 6 日開示の業績予想）と大きく下回ることとなり、業績、資金面において非常に厳しい状況が続いております。

さらに、平成 25 年 12 月 4 日付で、証券取引等監視委員会は当社が提出した第 45 期事業年度（自平成 20 年 5 月 21 日至平成 21 年 5 月 20 日）に係る有価証券報告書等において、重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 3 億 5,329 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、平成 26 年 2 月 13 日には、課徴金納付命令の決定もなされました。また併せて、同日付で金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、訂正報告書及び訂正届出書の提出命令を発出するよう勧告があり、これを受けて、平成 25 年 12 月 19 日に関東財務局より、平成 25 年 12 月 26 日までに上記有価証券報告書等について訂正報告書等を提出するよう命令が出されました。

当社は、本件提出命令に従い、平成 21 年 5 月期から平成 26 年 5 月期第 1 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書についての訂正報告書を提出し、上記課徴金並びに訂正に係る諸費用合計約 3 億 7914 万円を、平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結累計期間までにすべて損失計上いたしました。また、平成 26 年 2 月 7 日付で、本件に関連して、東京証券取引所より、上場契約違約金として 10,000 千円の支払を求められましたので、この費用も損失計上いたしました。なお、課徴金、上場契約違約金については、現時点において課徴金に対する少額のみしか納付（支払）できておりません。以上の結果、平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結会計期間末において 494,339 千円の債務超過となりました。

以上の顛末に関して、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、平成 26 年 2 月 8 日付で当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。指定期間は、平成 26 年 2 月 8 日から原則 1 年間とされ、指定日から 1 年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として上場廃止となります。但し、今後の改善の余地があると見込まれた場合には、特設注意市場銘柄の指定が継続され、6 ヶ月間改善期間が延長されます。その半年後の審査でも内部管理体制等に問題があると認められた場合は、上場廃止となります。また、内部管理体制確認書の提出前であっても、内部管理体制等について改善の見込が無くなったと認められた場合には、上場廃止となります。この問題に対して当社では、既に平成 26 年 4 月 4 日開示の「当社の内部管理体制再構築計画についてのお知らせ」に記載の改善策に取り組んでおり、平成 27 年 2 月 8 日から始まる審査において、特設注意市場銘柄からの解除を実現すべく、全力で対応してまいります。

また、当社は、多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から当社グループ保有の重要な資産の差押を受けております。そこで当社は、事業規模の回復と、過去の延滞債務の問題を解決するため、平成 25 年 5 月期連結会計年度より引き続き、既存事業とのシナジーを見込める優良事業（企業）をグループ内に取り組み動きを進めてまいりました。具体的

には、複数の企業との間で、当社との協業や業務提携の可能性を追求すべく、打合せを行うと共に、お互いのデューデリジェンス等を行ってまいりました。しかしながら、前述の㈱インタープライズ・コンサルティングの事業縮小に伴い、シナジー効果の期待度が低下したといった理由等によって、現時点では、残念ながら双方にとってメリットがある合意点を見いだせず今日に至っております。

【不動産事業との出会いについて】

当社では、上記の活動と並行して、昨年の夏頃より、当社が軽井沢に保有する借地上に上物を建てられた方々に対して底地権を売却する動きを進めてまいりました。これは売却資金を当該不動産の第一抵当権者（現状の残債約3億5000万円）や差押権者である国税等（現状の未納約6億円）への支払に回すことで、債務圧縮につなげるためです。借地権付土地（底地権）上の上物所有者への売却については、過去8区画の実績があり、簿価に対し平均150%で売却できており、合計で8640万円の売却資金獲得と、それに伴う約8160万円の債務圧縮が実現できております。そこで、現時点で保有している約100区画の底地権、約50区画の未販売分譲地（更地）の売却を進めるべく、検討を進めてまいりました。その結果、底地権の売却に関して、現時点において新規に8区画、合計約7800万円の債務圧縮につなげる候補先を発掘できております。

この様な状況の中、当社の債権者の代理人として木下俊男公認会計士（公認会計士木下事務所、事務所所在地 東京都港区赤坂4-8-20）との出会いがありました。当社の実情等を確認頂いた所、債権者への支払原資獲得のためにも、当社の再建が最優先で、その為には新規事業等に取り組む必要があると判断され、当社債権者の代理人は解除され、当社の再建に向け、営業面、資金面等のアドバイスを頂く、アドバイザー契約を締結して頂くことができました。この動きの中で、当社が元々不動産業界向けコンサルティングで業績を伸ばし、過去からの不動産関連のクライアントも多数存在する旨等を説明した所、不動産売買についてのお話を頂き、今回の資金使途の一部となる第一号案件のご紹介、更に当社の再建に向けた今回の割当予定先である資金提供者のご紹介を頂きました。更に、当社としては、上記8区画の底地権の売却候補先の他、今後も更に当社が軽井沢に保有している未販売分譲地（更地）と借地権付土地（底地権）の単なる売却を考えておりましたが、木下会計士のお知り合いの大手ディベロッパーに勤務されている方が実際に現地に宿泊し、確認等をしてくださった所、「単に売却するのでは、確かに債務は圧縮できるかもしれないが、一方で保有する資産が減るだけ。そうではなく、立地や環境等の視点から現在現地で運営されている「貸コテージ（別荘）」事業やそれに付随する将来的な各種事業（外食事業や介護事業等）に当社が参入すれば、安定的な収益確保が期待できる」との私的な意見を頂きました。当社としても、現在の貸コテージ（別荘）事業を経営管理されている方から状況を伺った所、上記の方と同様の意見あったことに加え、当社としては、前述の不動産売買事業は、売買のタイミング等のご縁に左右される場合がある（その不動産を入手したいと考えられる先にとっては少々高くても買いたい、その不動産を売却したいと考えられている先にとっては資金的な事情から少々安くても売りたい）という面があることを鑑み、より安定的な収益を生み出せる可能性が高い当貸コテージ（別荘）事業に取り組もうと考えました。当貸コテージ事業（別荘）については、収益性が高い事業と判断しておりますので、当事業の展開に関連して増加する人件費等の運転資金の増加は当事業からの収益によって賄えるものと判断しております。

(以下、不動産売買事業と貸コテージ(別荘)事業を合わせて、「不動産事業」といいます。)
上記の不動産事業を展開するためには、不動産の購入資金や貸コテージの建設資金が必要となりますが、今回の割当予定先とも出会うことができ、係る資金の使い道についても承諾を頂くことができました。

当社は、創業より経営コンサルティング事業を中心として展開しており、今後も「経営コンサルティング会社としての復活」を目指してまいる所存です。その為にも、1年後程度を目処にコンサルタントの増員にも取り組み、既存ノウハウの継承等を実現したいと考えておりますが、コンサルタントの育成には時間を要しますし、現在の収益構造や多大な債務を抱えている状況では、まずは利益やキャッシュ・フローにつながる事業に取り組むことも喫緊の課題であります。

この様な状況の中で、今回の不動産事業と巡り会うことができ、当社のこれまでの経緯等から考えて取り組むことが十分に可能な事業と判断しました。その理由として、元々、当社は、平成12年に上場する数年前から、コンサルティングする業界を絞り込む「業種特化」戦略を推進してまいりました。そして、その中で最初に特化した業界が「住宅・建設・不動産」業界でした。つまり、当社には、長年にわたって展開してきた不動産業界に対する各種テーマのコンサルティングノウハウがあり、このノウハウを実業に活かせると考えました。前述の通り、当社のコンサルタントは大幅に減少してはおりますが、これまでのコンサルティングノウハウは当社に存続しており、業務委託等の形で協力をしてくれるOB(過去の退職者でその後独自にコンサルティング事業等を展開されている方)も多数存在しておりますので、十分に対応可能と考えております。また、不動産事業に参入することが、当業界に対する新たなコンサルティングノウハウの開発にもつながり、それが当社が目指す「コンサルティング会社としての復活」にもつながるものと考えております。

以上より、当社としては、不動産売買事業については、まずは、今回の割当予定先や過去のクライアント等から売り物件を紹介して頂き、これまでの不動産業界向けコンサルティングノウハウにより、その物件の利用価値をより高める企画(活用方法のプランニングや事業シミュレーション等)を行い、買い手候補を発掘して売却する事業を展開したいと考えております。貸コテージ(別荘)事業については、まずは、自社運営の貸コテージ(別荘)事業に着手し、こちらもこれまでのコンサルティングノウハウを活用し、それに付随する各種事業(外食事業や介護事業)の企画・運営をしていきたいと考えております。また、貸コテージ(別荘)事業については、自社建設による展開だけではなく、既存オーナーから現在の別荘を借り上げて展開することも考えております。

(なお、当社は上記にて業種特化戦略の最初が「住宅・建設・不動産」業界と記載しておりますが、その後、「外食」業界、「医療・介護」業界に特化したコンサルティングも展開しておりますのでそのノウハウを活用したいと考えております)

【今後の事業展開について】

当社は純粋持株会社であり、事業は行っておりませんので、当不動産事業については、当社の100%子会社である㈱Interfaceで展開する予定です。その理由は、㈱Interfaceについては、平成26年5月期期首より、新規事業を模索してきたからです。また、㈱Interfaceでは、税金、年金に加え、一般事業者に対する未払金もありませんので、購入した不動産への差押等の懸念も無

いと判断しております。(株)Interface における不動産事業の展開に関しては、現状の2名体制から今後、不動産関連の有資格者等の1～2名の増員を予定しております。増員に伴う人件費増加等是不動産事業からの収益によって賄う予定です。また当面は、今回の資金使途の1つである、軽井沢貸コテージ(別荘)3棟建設(6000万円)以外の設備資金等は不要と考えております。新規の貸コテージ(別荘)事業については、当社保有の未販売分譲地(更地)は現状は国税等による差押を受けているため、後述の3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 注2. 「①」についての(7)に記載の通り、隣接する土地を賃借し、事業展開する予定です。また、今後の不動産事業による収益により、国税等の未納を解消していくことで、将来的には当社保有の未販売分譲地(更地)の差押解除は可能であり、その土地に建設することも可能と考えております。

今年の8月頃にはまず1棟目に着工し、1棟目は10月頃から営業を開始したいと考えております。更に今後1年間で3棟の建設を実現したいと考えております。上記の動きにあわせて既存オーナーからの現在の別荘の借り上げによる棟数増加にも取り組んでいく方針です。

当社がこれまで培ってきた不動産業界に関するコンサルティングノウハウを活用した今回の不動産事業により、今後、安定的な利益を生み出せる事業基盤を確立したいと考えております。当不動産事業については、前述の通り(株)Interface にて展開する予定ですが、当社としては(株)Interface から貸付金の返済を受領し、その資金により、過去債務や運転資金等を賄う予定です。その為には今回の増資資金は不可欠なものと判断しております。

【今回の第三者割当増資について】

今回の資金については、割当先の意向も踏まえ、第三者割当による新株式の発行による資金提供としました。その理由は、当社の財務状況において、これ以上負債を増やすことは好ましくないこと、当社は過去何度か新株予約権を発行したものの、その後の株価の下落により、ほとんど行使されない経験があること、今回の割当予定先は当社の再建にご協力頂くことを表明されており、当社が再建できれば、割当予定先にとって株価上昇等による保有資産価値の向上も見込めることからです。当社としましても、当社の財務状況からして迅速な資金調達が必要な中、行使が約束されない新株予約権は適当な手段ではないと思われまじ、公募増資、株主割当増資及びライツイシューについては、応募して頂けるか不透明であり、迅速な資金調達が必要な当社の現況には照らせば適した方法ではないと思えること等の理由から、第三者割当増資によることにしました。

一方、当社では、税金や社会保険料等の滞納問題、未払金等の負債の問題に対応する資金の確保は非常に重要な課題となっております。この点については、本第三者割当増資資金の一部と今後の不動産事業等の収益から生み出される資金によって納付(支払)を行っていきたいと考えております。

各債権者とは、従来の増資実行時には、相応の支払をする旨の事前交渉を行ってりましたが、増資が新株予約権によるものが大半であったため、行使価格と当時の株価の関係から、増資資金が入らず、合意した支払ができず、ご迷惑をお掛けした経緯があります。しかしながら、今回は第三者割当による新株式発行であるため、本日の決議公表後に話し合いをし、今後の分割納付(支払)等についての理解を得る予定です。現時点においてはこの調整が確定している訳ではないため、本第三者割当増資資金が差押されることも考えられます。その場合、今回の資

金使途通りの活動ができないことも考えられます。万が一、そのような事態が発生した場合には、速やかに開示します。一方で、今回の増資が成功し、不動産事業を展開していければ、特に不動産売買事業においては、今回の第一号案件については、売却によって得られる資金の半額程度は過去債務の支払に充当する予定であり、第2号案件以降も、売却価格と購入費用の差額の半額程度を過去債務の支払に充当する予定でありますので、この点も含めてお話しすれば、十分にご理解頂けるものと考えております。この様な状況の中で、今、第三者割当増資を決議した理由は、当社としては、過去の交渉経緯から本第三者割当増資が出来ることを証明せずには債権者との交渉ができないと考えていること、更に早晚運転資金が枯渇する状況であり、かつ、この時を逃せば、今回の不動産売買事業の第一号案件にも取り組めなくなるためです。

この点について、当社の全監査役は、「本第三者割当増資を今のタイミングで実行しなければ、運転資金に行き詰まり、当社の存続そのものできなくなる可能性が極めて大きいこと、更に今回の不動産売買事業の第一号案件を逃してしまい、今後の事業展開にも支障をきたすことから、このタイミングで本第三者割当増資を行うことには合理性がある」との意見を述べております。以上の状況より、当社が今後早急に黒字化を図り、かつ過去債務の弁済を出来る限り速やかに進めるためには、今回の不動産事業による収益安定化と事業基盤の確立が必須であり、そのためにはその事業展開の基礎となる本第三者割当による自己資本の充実が極めて重要であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、それにより上記に記載した当社の収益性の向上や過去債務圧縮による財務体質の強化につながるものと考えており、それらが結果として、当社の企業価値向上をもたらし、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えております。

以上より、本新株式発行を決議いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	749,999,520円
② 発行諸費用の概算額	28,000,000円
③ 差引手取概算額	721,999,520円

(注) 1. 本件増資にかかる諸経費の内訳は、ファイナンシャル・アドバイザー費用として木下会計士に22,500,000円、登録免許税として2,600,000円、その他諸経費(信託手数料、信用調査費用、新規上場費用等)として2,900,000円を予定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金使途	金額(千円)	支払時期
①子会社への貸付	636,000	平成26年7月
②課徴金・上場契約違約金の支払	15,500	平成26年7月
③未払税金等の納付	13,500	平成26年7月
④未払社会保険料等の納付	13,500	平成26年7月

⑤未払金等の支払	13,499	平成26年7月
⑥人件費の支払	15,000	平成26年7月～9月
⑦その他諸経費（税務・監査報酬、株主名簿管理人への事務委託費、システム保守費用等）の支払	15,000	平成26年7月～9月

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社及び子会社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 上記①～⑦の資金使途の内容、必要金額の根拠、上記支払時期以降の対応方針は、以下のとおりです。

「①」について

(1) 当社 100%子会社(株)Interface において新規に不動産事業を展開するための資金であり、具体的な資金使途は、以下の通りです

- ・不動産売買第一号案件（福岡市中央区）の購入資金約5億7600万円（諸費用含む）
（購入予定：7月上旬、売却予定：7月下旬～8月中旬）
- ・軽井沢別荘地での貸コテージ（別荘）建設費用6000万円（平均価格2000万円
で3棟建設予定）

(2) 当社と(株)Interface との間では、以下の内容の金銭消費貸借契約を締結する予定です。

貸付日 : 平成26年7月2日以降

金額 : 6億3600万円

金利 : 年利1%

返済方法 : Interface の資金需要に応じて随時返済

返済期限 : 貸付日の5年後

(3) 支出時期は、不動産売買については平成26年7月、貸コテージ建設は平成26年8月～平成27年7月を予定しています。（今後1年間で順次建設していく予定）

(4) 当第一号案件の購入価格は、同地の現在の路線価と比較すると約3倍程度となっております。一方、同地はいわゆる表通りから少しだけ奥まった場所にある角地であり、今回の購入価格と表通りの路線価との比較では約1.5倍程度です。以上より、当社としては、不動産売買の実態等から考えて、購入価格は妥当と判断しております。

一方、本物件の当社からの買い手候補は、この土地について現状のままの利用ではなくこの土地に新たに収益物件を建設し、その収益を期待されています。当該土地の取得については、土地建物の取得費用に開発費用を加えて見込まれる収益の利回りを判断されて投資を決断されております。この点について、当社との契

約等はないものの、当社代表取締役と私的な関係のある大手ディベロッパー勤務の方に意見を求めたところ、当社にとって十分な収益を得られる価格での売却が可能との私的な見解を頂き、また、数社の不動産会社に価格について聴取したところ、概ね上記と近似値が示されたことから、本件の売買に取り組むことにしました。

(5) また、今回の第一号案件については、売り手、買い手とも木下会計士にご紹介頂き、金額・条件等についての交渉にも対応頂いております。当社としてはその動きに合わせて売買を実行する予定です。

(6) また、今回の様な不動産売買取引については、買主にとって売主と直接売買が可能であればそれに越したことはありませんが、株式市場などのように市場がない中では、個別に相手方を探すために不動産仲介業が存在します。今回の案件は、たまたま、早く売りたい売主と、じっくり見定めた買主との間の信用補完（期間の猶予・資金の融通など）に当社が上手く絡むことで、お互いの問題点を吸収でき、円滑に売買を繋げることになります。その負担部分が当社のメリットとしての利益です。今回は特に増資を通じて出来るという点がポイントかと考えています。当社子会社が、何の役務も提供しないで、多額の収益と見られかねませんが、そこは本来、上記信用創造で、借入金などの金利負担や信用補完をしているものであり、今回ファイナンスという調達コストの掛からない資金で対応出来るので、そう見えるだけかと考えます。全てが上手く絡み合っているもので、何処かでほつれが出れば、全てが瓦解し得るものとも認識しております。しかしながら、当第一号案件については、当社と売り主との間では、重要事項の説明も終了し、売買契約の契約書も作成されています。買い主に対しても、当初、売り主と当社との売買契約に基づく買入意向書などの提示も可能な所まで進んでいたもので、売り主、買い主共に意向が変わることは無いと想定しています。

(7) 貸コテージ（別荘）を建設する予定地は、平成 21 年 5 月の現物出資に関わる事案において当社に生じた損害額の弁償金の一部として、株式会社オナーズヒル軽井沢が当社に対して、軽井沢に同社が保有する土地を代物弁済する旨の書面を代理人弁護士を通じ、提出してきた土地です。ただ、この土地の受入については、今後、裁判所を通じた同社との損害賠償手続の中で、透明性の高い方法で解決しようと考えているため、結論がでるまで相応の時間が掛かると考えています。そこで、訴訟担当弁護士のアドバイスもあり、当該土地を賃借することとし、この点に関しては、双方の弁護士間で合意形成出来ております。

「②～⑤」について

(1) 各金額については、割当予定先から、本第三者割当増資に対し、「不動産事業等の新規事業資金を含め、7億5000万円程度の引受可能」との意向があ

りましたので、今回の調達資金から新規事業への取組に必要な資金である上記①を除いた資金から、当面の最低限の必要運転資金である後述の⑥と⑦を除いた残額を②～⑤に出来る限り均等に分配するという考え方で金額を設定しました。

(2) ②～⑤の本件ファイナンスによる調達資金充当後の未払残高については、今後、新規事業として展開する不動産売買事業や貸コテージ（別荘）事業等からの収益により、分割納付（支払）予定です。

(3) 不動産売買事業については、現時点で上記第一号案件の他、売買案件として2物件の候補案件があり、今後の当事業から得られる資金について、今回の第一号案件については、売却によって得られる資金の半額程度は過去債務（上記②～⑤）の分割納付（支払）に充当する予定であり、第2号案件以降も、売却価格と購入費用の差額の半額程度を過去債務の支払に充当する方針です。第2号案件、第3号案件については、いずれも今回の割当予定先からご紹介頂いた先で、当社が購入後の売却先候補も複数あると伺っておりますが、価格交渉等は今後の予定です。

(4) 今後の分割納付の可否、当初の支払額及び分割支払額・期間等については、②については、金融庁には分割納付計画を提出し、受領頂いております。また、東証には、分割納付計画をご了承頂いております。

③～④は現時点では協議を行っておらず、今後、分割納付計画等を作成し、国税局、各種自治体（地方税等）、年金事務所等と協議を行う予定です。⑤については、一部は既に協議を行っておりますが、残りの債権者等とはこれから協議を行う予定です。

(5) ②～⑤の現在の未納（未払）残高は、②は平成26年2月以降の未払で約3億4700万円、③は平成21年7月以降の未払税金で約6億円、④は平成21年10月以降の未払社会保険料等で約4億円、⑤は平成22年12月以降の未払金等で約4億5000万円です。

「⑥～⑦」について

(1) ⑥は、当社の管理部門社員や一部子会社の社員の人件費月額約500万円の3ヶ月分に充当する予定であり、⑦は月額約500万円の3ヶ月分に充当する予定です。

(2) ⑥、⑦の10月以降については、不動産売買事業、貸コテージ（別荘）事業の収益に加え、既存のコンサルティング事業（年間売上高約1億5000万円）等の収益により賄う方針です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件増資資金の使途は当社が存続し、事業基盤を固め、今後「経営コンサルティング会社」として復活するために新規事業に取り組むための支出であります。その結果、当社グループの財務状況が安定するとともに収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社グループの企業価値を中長期に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行価額は、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 6 月 13 日）における株式会社東京証券取引所の公表した当社普通株式株価 6 円（終値、以下本項において同じ。）を勘案し、協議致しました結果、10%ディスカウントした金額にあたる 5.4 円とすることにいたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 6 月 13 日）までの 1 ヶ月平均株価（5.0 円）から約 8.0%のプレミアム、同日までの 3 ヶ月平均株価（4.3 円）から約 25.5%のプレミアム、同日までの 6 ヶ月平均株価（4.5 円）から約 21.0%のプレミアムとなっております。

本新株式の発行価格の算定にあたり、取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社が平成 26 年 4 月 4 日に開示致しました「平成 26 年 5 月期第 3 四半期決算短信[日本基準]（連結）」の公表後に形成された株価であり、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

また、発行価格のディスカウント率につきましては、

- ・当社が、未払金や未納税金等の延滞により当社の保有する不動産に対する差押を受けていること。
- ・平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結累計期間においても 203,243 千円の営業損失、734,663 千円の四半期純損失を計上しており、その結果、平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結会計期間末において 494,339 千円の債務超過に陥っていること。
- ・上記の状況から株価下落リスクがあること。

から、割当予定先からも相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に準拠する 10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、割当予定先とも十分に協議した結果、取締役会決議日の前日終値に対して 10%のディスカウント率とすることが妥当と判断し、決定したものであります。なお、当社の取締役会において、本新株式の発行価額を 10%のディスカウントの 5.4 円とすることが有利発行には当たらないと判断いたしましたのは、上記の当社の現況を踏まえれば、ある程度のディスカウントは致し方ないと考えたことに加え、当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。」に準拠するものであること、上記のとおり

り、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値、同6ヶ月間の終値平均値のいずれの価格と比較しても10%を超えるディスカウントとなっていないことを根拠としております。

なお、本取締役会に参加した当社監査役3名（2名は社外監査役）全員が、「新株式の発行価額の算定にあたって、取締役会決議日の前日終値を採用したことについて、通常、株価は、投資家による一定の投機的思惑の影響を受けつつも、各企業の資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通しなどを考慮した企業の客観的価値が反映されていると考えられることから、取締役会決議日の前日終値には、その時点において株式市場で得られる情報が反映され、企業の客観的価値を合理的に示していると判断できること、また、ディスカウント率については、上記のような当社の困窮した財務状況や平成18年5月期決算以降、依然として継続企業の前提に疑義がある旨の注記の記載がある状況の中、当社株式を保有することのリスクを考慮すれば、合理的な範囲内であると判断できることから、上記算定根拠による本新株式の発行価格は、日本証券業協会の『第三者割当増資等の取扱に関する指針』も勘案の上、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に決定されており、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと考えられる」旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資による新規発行株式数は、138,888,800株となり、発行済株式の総数である331,908,620株（議決権数3,319,086個）に対して41.85%の割合（議決権における割合41.85%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。また、本件増資後、割当予定先である豊田D&C株式会社は主要株主である筆頭株主となります。その所有割合は29.50%（議決権における割合29.50%）となり、同社は当社のその他の関係会社となります。

しかしながら、当社が存続し、事業基盤を固め、今後「経営コンサルティング会社」として復活するために新規事業に取り組むための支出が必要であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、それにより当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値の向上をもたらす、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

今回の割当により豊田D&Cは、上記の通り、29.50%の持株比率の大株主となります。後述する同社の株式保有方針でも記載している通り、株式の保有方針は「中長期での保有方針で、一定の持株比率（定時株主総会を円滑に運営できるレベルである20～25%程度）を維持しつつ、市場の動向を勘案しながら売却の意向もある」とのことですが、万一、相応の株式数を一度に売却した場合は、当社の株価に大きな影響を及ぼすこととなります。株価引き下げ要因となります。しかしながら、同社の当社支援の大前提として「上場会社の倒産は、株式市場に与える影響が大きく、投資家保護の観点から上場会社は潰すべきでない」という方針があり、加えて当社は創業50年の歴史を持つ経営コンサルティング会社であり、これまでに当社の支援により、企業の成長や、更には上場を実現した企業が幾つもあるという当社の実績を評価頂き、「そのコンサルティングノウハウを絶やすべきではない」とご判断されて当社支援の意向を表明頂いております。

一方で、状況によっては当社株式の一部売却も視野に入れておられますが、係る経緯から、同社の当社株式売却についても、日常の出来高や株価に細心の注意が払われ、極力株価形成に影響

がないような売却の進め方をされる意向であると確認しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 本新株発行の割当先の概要

(平成 26 年 5 月 20 日現在)

(1)	名 称	豊田D&C株式会社		
(2)	所 在 地	東京都中央区京橋一丁目 11 番 2 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 豊田 克之、代表取締役 豊田 浩之		
(4)	事 業 内 容	建築・土木工事の企画、設計、施工、監理、積算及びコンサルタント、国内外の不動産の賃貸・管理・保有並びに運用		
(5)	資 本 金	82,000 千円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 16 年 6 月 15 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	2,880 株		
(8)	決 算 期	6 月		
(9)	従 業 員 数	16 人		
(10)	主 要 取 引 先	日野自動車(株)、ネポン(株)、トヨタ自動車(株)		
(11)	主 要 取 引 銀 行	りそな銀行		
(12)	大株主及び持株比率	豊田三共(株) 22.92%、豊田浩之 15.63%、K's(株) 13.89%、 新英金属(株) 10.42%、(株)CST 10.42%		
(13)	当事業会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者に該当せず、また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期
	純 資 産	△71	△93	△621
	総 資 産	327	457	561
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△30,486	△32,546	△215,800
	売 上 高	462	449	515
	営 業 利 益	44	△42	△238
	経 常 利 益	32	△48	△295

当 期 純 利 益	32	△48	△527
1 株当たり当期純利益（円）	13,859	△16,871	△183,254
1 株当たり配当金（円）	—	—	—

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(注) 1. 上記の割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、更に今回の資金提供者である田名部太郎氏（以下、「田名部氏」といいます。）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2. 本新株式の割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主、更に今回の資金提供者である田名部氏につきましては、それぞれより反社会勢力とは関係ない旨の誓約書を頂戴するとともに、民間調査会社である、株式会社セキュリティー&リサーチへの照会により、反社会的勢力との関与がない旨を確認しております。

(2) 割当先を選定した理由

今回の割当予定先は、当社の再建に向け、営業面、資金面等のアドバイスを頂ける財務アドバイザーとなって頂いた公認会計士木下俊男氏からご紹介頂いた先です。同社は、現在は遮熱塗料関係事業や太陽光発電関連事業等の節電、省エネに関する事業を中心に、不動産関連事業も展開されています。同社とは木下会計士が監査法人勤務時代からの関係と伺っております。同社には、当社の経営状況及び今回の当社の資金調達必要性や、新たに開始する不動産事業を始めとする当社グループの今後の事業展開等にご理解を頂いたこと、今後、不動産事業における案件のご紹介等のご協力を頂ける旨の内諾を得たことから、割当予定先として選定いたしました。なお、今後の当社の再建について深く関心を持って頂き、当社の再建と更なる発展に向け、今後、事業展開等の方向性次第では、今回の割当予定先、あるいは同社のグループ企業から当社の取締役候補を推薦することも可能である旨を伺っております。

今回の増資に係る出資原資は、木下会計士からご紹介頂き、当社の現状等を説明した所、当社再建へのご協力を表明頂けることになった割当先会長の田名部氏の資金に因っております。個人での投資でなく、会社を経由されている理由は、しっかりとしたバックボーンのある会社が出資者になった方が、当社にとってもメリットが大きいであろうこと、また、会社を通じた投資の方が税務面など様々なメリットが享受できる可能性があるからとお伺いしております。当社といたしましては、今回の割当予定先との今後の業務提携やその他協働により事業メリットを多く受け取れるものと期待しております。なお、田名部氏は、割当予定先の役員ではありませんが、そのご経歴、社会経験から、割当先の取締役会にて、業務執行の権限を付与されていることを同社の取締役会議事録により確認しております。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当予定先からは、上記(2)「割当先を選定した理由」に記載の通り、今後、当社の再建にご協力頂く旨の表明を頂いております。また、同じく割当予定先からは、今回、割当を受ける新株式については、「中長期での保有方針で、一定の持株比率（定時株主総会を円滑に運営できるレベルである20～25%程度）を維持しつつ、一方で市場の動向を勘案しながら売却の意向もある」と伺っております。この点については、当社としては上記5.(2)「発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、状況によっては当社株式の一部売却も

視野に入れておられるものの、同社の当社株式売却についても、日常の出来高や株価に細心の注意が払われ、極力株価形成に影響がないような売却の進め方をされる意向であると確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間で、本件株式の割当を最初に受ける日から平成28年7月7日迄に、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

今回の増資資金原資は、上記(2)割当先を選定した理由に記載の通り、割当予定先の田名部会長の個人資金です。今回の増資資金については、割当予定先が田名部氏の個人資金を借入し、払込する予定である旨を伺っております。当社は、田名部氏個人の銀行の取引残高を確認し、本新株式の発行価額総額を上回る預金残高を保有することを確認いたしました。また田名部氏と割当予定先との金銭消費貸借契約（契約日：本件開示後～本件払込日初日迄、金額：7億5000万円、金利：短期プライムレート、返済期限：貸付日の5年後、担保：無担保）についても確認いたしました。

当社には、国税や社会保険を始めとした多額の債務が存在します。日常商取引の中でも、仮差押えや差押えの懸念はありますが、当社はそのリスクは通常の上場企業と比較すれば高いと言わざるを得ません。しかしながら、割当予定先や実質的な出資者である田名部氏からは、上場企業が倒産することによる株式市場の混乱などを生じさせないという基本的な考え方があって当社の増資に応じて頂いています。当社の財務内容や未払い債務の状況なども全て説明した上、且つ係る状況に伴う様々なリスク（差押のリスクや上場廃止のリスク）についても全て可能な限り説明し、大口債権者等への分割納付（支払）交渉は本件開示後に予定しており、場合によっては本件第三者割当増資資金の差押が考えられる旨も伝えた上で今回の割当に応じて頂いています。こういった中でも、上記保有方針でも記載しましたとおり、あくまで一定数の株式売却による利益は確保するものの、中長期での株式保有方針を提示頂いています。万一、増資資金の全額が差押となった場合は、計画しているようにこの資金を活用した有効な事業計画が遂行できなくなります。ただ、一部が差押等なった場合は、いずれ支払うべきものであり、この資金を活用して、より高い事業価値、会社価値を形成できれば、それは、十分に出資価値のあるものとの認識を頂いているのも事実です。当社また割当予定先では、係る事態が生じないように本件開示後に各方面に真摯に説明をし、最悪の結果が生じないように最善の努力をしております。

以上のことから、割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、割当予定先が払込みに要する資金等を保有していることから、失権の可能性はないと考えております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前 (注)		募 集 後	
豊岡 幸治	4.70%	豊田D&C株式会社	29.50%
大川 義廣	1.77%	豊岡 幸治	3.31%
大川 絵里	1.52%	大川 義廣	1.25%
有限会社植松	1.39%	大川 絵里	1.07%
山本 一浩	1.32%	有限会社植松	0.98%
丹下 博文	1.21%	山本 一浩	0.93%
田中 佐和	1.17%	丹下 博文	0.85%
植松 知彦	0.84%	田中 佐和	0.83%
高橋 政裕	0.84%	植松 知彦	0.59%
山本 敏英	0.81%	高橋 政裕	0.59%

(注) 募集前の大株主の状況は、平成26年5月20日現在の株主名簿をもとに記載しております。

8. 今後の見通し

平成26年5月期以降の業績への影響は、確定し次第適時開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社社外取締役1名と社外監査役2名に加え、平成26年5月15日開催の臨時株主総会にて当社の補欠監査役に選任された星野智之氏にご紹介頂いた当社と利害関係の無い弁護士である田中達也氏（熊谷田中津田法律事務所）による独立委員会（以下、「委員会」）を組成し、本第三者割当を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、今回の有価証券報告書等虚偽記載の問題を抜本的に改善すべく、内部管理体制の再構築を最優先するという意識があり、その方策の一つとして一刻も早く新経営体制に変更する必要があると判断し、平成26年5月15日に経営陣刷新のための臨時株主総会を開催することとしました。本来であれば、その臨時株主総会にて本第三者割当増資も一緒に決議したいと考えておりましたが、平成26年4月4日付東証開示の内部管理体制再構築計画に基づく新経営陣の人選に時間を要し、時間的に間に合わない状況となりました。一方で、平成26年8月に定時株主総会を行うものの、当面の運転資金の確保が喫緊の問題であることや、そのタイミングでは今般の不動産売買事業第一号案件の決済に間に合わず、事業機会を逃してしまうことから、総合的に勘案した結果、割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きを経ることなく、経営者から一定程度独立した者による独立委員会を組成し、当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手することと致しました。また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当の目的及び理由（割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の用途、発行数量及び株式の希薄化の規模、

募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、委員会は、本日、当社の取締役会に対して、本第三者割当について、以下の意見を述べております。

第1 資金調達の必要性（資金使途の合理性）

貴社は、本増資により 749,999,520 円（手取概算額 721,999,520 円）の調達を予定しております。

上記の調達資金は、以下の目的のために使用されることが予定されています。

①子会社への貸付	636,000 千円
②課徴金・上場契約違約金の支払	15,500 千円
③未払税金等の納付	13,500 千円
④未払社会保険料等の納付	13,500 千円
⑤未払金等の支払	13,499 千円
⑥人件費の支払	15,000 千円
⑦その他諸経費（税務・監査報酬、株主名簿管理人への事務委託費、システム保守費用等）の支払	15,000 千円

それぞれの使途の必要性及び相当性について、以下に検討します。

1. 子会社への貸付（新規事業）＜①＞

調達資金のうち 636,000 千円は、子会社の株式会社 Interface への貸付金とし、同社で新たに展開する不動産売買事業の第一号案件の購入資金に 5 億 7600 万円、貸コテージ（別荘）事業の貸コテージ 3 棟の建設費用に 6000 万円を使用する予定とのことです。

貴社は、子会社の株式会社インタープライズ・コンサルティングの従業員の大量退職により貴社の屋台骨を担っていたコンサルティングサービス事業を縮小せざるを得なくなり、グループ全体の平成 26 年 5 月期見通しの売上高は約 3 億 5000 万円となり、平成 25 年 5 月期の約 11 億円から大幅に減少するに至っています。

加えて、貴社は、平成 26 年 5 月期において、有価証券報告書等の虚偽記載に関連して、金融庁より課徴金納付命令の決定を受け、また、東京証券取引所より上場契約違約金の支払を請求されるなどした結果、平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結累計期間までに約 3 億 7914 万円を損失計上し、平成 26 年 5 月期第 3 四半期連結会計期間末において 494,339 千円の債務超過に陥っております。

かかる貴社の状況において、既存事業の収益が期待できない現状において、新たに収益を生み出す事業を創出することは不可欠であるといえます。

貴社が新規事業の一つと位置づける不動産売買事業は、従来から一般に存する事業ではありますが、貴社がこれまで培ってきた不動産業界向けコンサルティングノウハウ及び不動産関

連のクライアントとの繋がりを生かせるという意味で、確実性の高い事業であるともいえます。また、既に第一号案件も具体的に予定されており、購入後短期間での売却による収益も見込まれております。

また、もう一つの新規事業と位置づける貸コテージ（別荘）事業は、貴社の不動産業界向けコンサルティングノウハウが生かされると共に、同一地域で行われている同種事業もあり、収益性の見通しの立て易い事業であることから、安定的な収益確保が期待できるといえます。

これらの状況に鑑みれば、かかる新規事業のための資金という用途には、その金額及び内容についても、具体性及び相当性があると認められます。

2. 人件費その他諸経費の支払<⑥⑦>

調達資金のうち 15,000 千円は、貴社の管理部門社員や一部子会社の社員の人件費（月額約 500 万円の 3 か月分）の支払に、また、15,000 千円は、貴社の諸経費（税務・監査報酬、株主名簿管理人への事務委託費、システム保守費用等）の支払に使用する予定とのことです。

かかるいわゆる運転資金は、貴社の存続において不可欠な資金であり、また、その金額も合理的であると認められることから、資金用途としての相当性及び合理性が認められます。

3. 未払債務の弁済<②乃至⑤>

調達資金のうち 15,500 千円は、課徴金・上場契約違約金の支払に、13,500 千円は、未払税金等の納付に、13,500 千円は、未払社会保険料等の納付に、13,499 千円は、未払金等の支払に使用する予定とのことです。なお、かかる各資金用途の金額は、本増資の調達金額から、上記①⑥⑦を控除した残額を均等に分配するという考え方で設定されたものであるとのことです。

当然ながら、貴社が存続し、事業継続を行うにあたっては、未払債務の解消は不可避であるとえます。なお、上記支払によっても未払債務の全額を解消するには至りませんが、一部でも支払うことにより各債権者の理解を得られ易くなる効果はあるといえます。したがって、資金用途としての相当性及び合理性が認められます。

第2 調達方法の相当性

第三者割当による増資を選択した理由について、貴社は、割当予定先からの意向であり、次のとおり説明しています。

「当社の財務状況において、これ以上負債を増やすことは好ましくないこと、当社は過去何度か新株予約権を発行したものの、その後の株価の下落により、ほとんど行使されない経験があること、今回の割当予定先は当社の再建にご協力頂くことを表明されており、当社が再

建できれば、割当予定先にとって株価上昇等による保有資産価値の向上も見込めることからです。当社としましては、当社の財務状況からして迅速な資金調達が必要な中、行使が約束されない新株予約権は適当な手段ではないと思われ、公募増資、株主割当増資及びライツイシューについては、応募して頂けるか不透明であり、迅速な資金調達が必要な当社の現況には照らせば適した方法ではないと思えること等の理由から、第三者割当増資によることにしました。」

割当予定先の意向のとおり、既存の債権者が複数存在し、貴社の保有資産に差押等がなされている状態において、貸付等のデットによる資金提供を行う先を探すことは現実的には困難であるといえ、エクイティによる資金調達を選択することは致し方ないと思えます。

そして、貴社の財務状況からして、迅速な資金調達が望まれるところ、行使が約束されない新株予約権は適当な手段ではないと思われ、また、公募増資、株主割当増資及びライツイシューについては、応募してもらえるか不透明であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。

以上の理由から、確実に資金調達が可能な第三者割当増資によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。

また、割当先として豊田D&C株式会社を選定した理由・経緯について、貴社は、財務アドバイザーである公認会計士木下俊男氏から同社を紹介され、同社から、貴社の経営状況及び今回の資金調達の必要性や、新たに開始する不動産事業を始めとする貴社グループの今後の事業展開等の理解を得られ、併せて、今後の不動産事業における案件の紹介等の協力を得られることの内諾を得たことから、割当予定先として選定したとしています。

前述のとおり、貴社においては迅速な資金調達が必要な状況であります。これまで述べてきた貴社の現況に照らせば、増資に応じることを了承する先を探すことは容易ではない中で、貴社の現況を理解し、協力を表明する先であり、民間調査会社への照会結果においても、反社会的勢力との関与がない旨の確認が完了していることに鑑みれば、割当先の選定において相当性が認められます。

第3 発行条件の相当性

本増資の発行価額は、貴社の取締役会において、1株につき5.4円と決定される予定とのことです。

日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員（証券会社）向けの自主ルールとして制定した「第三者割当て増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協ルール」という。）においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直前日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前

日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されており、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱っているものといえます。

したがって、本増資の発行条件、すなわち、本増資が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。

本増資の発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から10%のディスカウント、同直前営業日からの1か月平均株価（5.0円）から8.0%のプレミアム、3か月平均株価（4.3円）から25.5%のプレミアム、6ヶ月平均株価（4.5円）から21%のプレミアムとなっています。

いずれを基準としても10%のディスカウントの範囲内であり、前述の日証協ルールに沿うものであるため、発行条件の内容の相当性が認められるものと考えます。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、独立委員会から提出された意見を踏まえ、審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
売上高	3,290,438千円	1,280,494千円	1,107,226千円
営業利益又は営業損失（△）	87,741千円	19,132千円	△192,640千円
経常利益又は経常損失（△）	△93,016千円	△149,880千円	△357,273千円
当期純利益又は当期純損失（△）	326,675千円	△274,190千円	△246,673千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	1.36円	△1.03円	△0.75円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産額	△1.19円	△0.08円	0.67円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年6月16日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	331,908,620株	100.00%
自己株式数	1,000株	0.01%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	105,694,000株	31.84%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
始 値	4円	2円	17円
高 値	4円	20円	21円
安 値	1円	2円	6円
終 値	2円	18円	10円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月
始 値	7円	5円	4円	5円	4円	3円
高 値	8円	6円	5円	5円	4円	6円
安 値	4円	4円	4円	3円	3円	3円
終 値	4円	4円	4円	4円	4円	5円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年6月13日
始 値	6円
高 値	6円
安 値	5円
終 値	6円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

発 行 期 日	平成23年11月24日
調 達 資 金 の 額	146,708,820円 上記金額のうち、72,158,850円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によります。
発 行 価 額	一株あたり8.1円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	240,305,720株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	18,112,200株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	258,417,920株
割 当 先	ストラテジック・パートナーズ投資事業有限責任組合 新日本アルク工業株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	未払税金・未払社会保険料等の納付、借入金・未払金等の弁済、人件費及び業務委託料等の運転資金、本件増資及び第5回新株予約権の発行費用
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成23年11月～平成24年1月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	未払債務の弁済、運転資金、新株式、新株予約権及び有償ストックオプション（新株予約権）の発行費用に全て充当済み

・第三者割当による新株予約権の発行

割 当 日	平成 23 年 11 月 24 日
調 達 資 金 の 額	発行時における調達額 18,397,500 円 (デット・エクイティ・スワップ) 行使時における調達額 371,250,000 円
行 使 価 額	一株あたり 8.1 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	240,305,720 株
当 該 募 集 に お け る 潜 在 株 式 数	当初の行使価額における潜在株式数：41,250,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：41,250,000 株
割 当 先	ストラテジック・パートナーズ投資事業有限責任組合 新日本アルク工業株式会社
当 初 の 資 金 使 途	未払税金・未払社会保険料等の納付、借入金・未払金等の弁済、人件費及び業務委託料等の運転資金、新規コンサルティング事業の開発や収益性のある企業（事業）をグループ内に取り込む為の資金
支 出 予 定 時 期	平成 23 年 11 月～平成 25 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	未払債務の弁済、運転資金、新規コンサルティング事業の開発や収益性のある企業（事業）をグループ内に取り込む為の資金に充当中

・第三者割当による新株式発行

発 行 期 日	平成 24 年 7 月 4 日
調 達 資 金 の 額	381,500,910 円 上記金額のうち、305,000,910 円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によります。
発 行 価 額	1 株あたり 15.3 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	299,667,920 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	24,934,700 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	324,602,620 株
割 当 先	株式会社オナーズヒル軽井沢 15,359,500 株 Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limited 5,000,000 株 有限会社デーショップ 4,575,200 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新株式発行費用 12,400 千円 有限会社デーショップとの平成 24 年 5 月 16 日付「準消費貸借契約公正証書」に基づく支払の一部 64,100 千円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 24 年 7 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の資金使途に充当

・第三者割当による新株予約権発行

発行期日	平成 24 年 7 月 4 日
調達資金の額	1,746,189,000 円
行使価額	1 株あたり 15.3 円
募集時における発行済株式数	299,667,920 株
当該募集における潜在株式数	当初の行使価額における潜在株式数：113,000,000 株
現時点における行使状況	7,306,000 株
現時点における潜在株式数	105,694,000 株
割当先	Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limited 65,000,000 株 (65,000 個) 山下健伸 25,000,000 株 (25,000 個) Brillance Hedge Fund 10,000,000 株 (10,000 個) Brillance Multi Strategy Fund 10,000,000 株 (10,000 個) 有限会社新芸南 3,000,000 株 (3,000 個)
発行時における当初の資金使途	本新株予約権の発行及び行使にかかる費用 185,400 千円 有限会社デーショップとの平成 24 年 5 月 16 日付「準消費貸借契約公正証書」に基づく支払の一部 13,220 千円 借入金の弁済 60,000 千円 未払税金の納付 330,000 千円 未払社会保険料の納付 158,000 千円 未払金の支払 606,569 千円 人件費の支払 22,000 千円 業務委託費（管理部門事務代行費、システム保守費用、税務・監査報酬、株主名簿管理人への事務委託費等） 121,000 千円 新規事業投資 250,000 千円
発行時における支出予定時期	平成 24 年 7 月～平成 25 年 11 月
現時点における充当状況	上記の資金使途に充当

11. 発行要項

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 募集株式の種類 | : 株式会社エル・シー・エーホールディングス 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | : 普通株式 138,888,800 株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | : 1株当たり 金 5.4 円 |
| (4) 払込価額の総額 | : 金 749,999,520 円 |
| (5) 増加する資本金の額 | : 金 374,999,760 円 |
| (6) 増加する資本準備金の額 | : 金 374,999,760 円 |
| (7) 割当方法 | : 第三者割当の方法による |
| (8) 割当先及び割当株式数 | : 豊田D&C株式会社 138,888,800 株 |
| (9) 申込期日 | : 平成 26 年 7 月 2 日 |
| (10) 財産の給付期日・払込期日 | : 平成 26 年 7 月 2 日～7 月 8 日 |

II 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

「I. 第三者割当による新株式発行の概要」に記載の通り、本第三者割当により、豊田D&C株式会社は、新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる予定であります。

2. 異動する株主（会社）の概要

(平成 26 年 6 月 13 日現在)

(1) 名 称	豊田D&C株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区京橋一丁目 11 番 2 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 豊田 克之、代表取締役 豊田 浩之			
(4) 事 業 内 容	建築・土木工事の企画、設計、施工、監理、積算及びコンサル タント、国内外の不動産の賃貸・管理・保有並びに運用			
(5) 資 本 金	82,000 千円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 16 年 6 月 15 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,880 株			
(8) 決 算 期	6 月			
(9) 従 業 員 数	16 人			
(10) 主 要 取 引 先	日野自動車(株)、ネポン(株)、トヨタ自動車(株)			
(11) 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行			
(12) 大株主及び持株比率	豊田三共(株) 22.92%、豊田浩之 15.63%、K's(株) 13.89%、 新英金属(株) 10.42%、(株)CST 10.42%			
(13) 当事業会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者に該当せず、また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期
純 資 産		△71	△93	△621
総 資 産		327	457	561
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		△30,486	△32,546	△215,800

売 上 高	462	449	515
営 業 利 益	44	△42	△238
経 常 利 益	32	△48	△295
当 期 純 利 益	32	△48	△527
1 株当たり当期純利益（円）	13,859	△16,871	△183,254
1 株当たり配当金（円）	—	—	—

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

3. 異動前後における豊田D&C株式会社の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）
異動前 （平成26年6月13日現在）	—	—
異動後	その他の関係会社	1,388,888 個 （29.50%）

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本件増資により、豊田D&C株式会社は、当社のその他の関係会社となり、非上場の親会社等の開示対象となる予定です。

5. 今後の見通し

当該異動による業績への影響につきましては現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上